

付編 東南海・南海地震防災対策推進計画

第3章 地震発生時の応急対策等

第1 地震発生時の応急対策

1 情報の収集・伝達（各部局・関係機関）

（1）情報の収集・伝達等

市は、市内防災関係機関と連携し、災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を府に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な情報の報告に努めることとする。

また、整備された情報基盤を活用し、国や他自治体等との情報共有による危機管理と広域連携の推進を図る。

震災時における通信連絡その他必要な事項については、柏原市地域防災計画第3編地震災害応急対策第1章第2節「情報の収集・伝達」に基づき行う。

（2）避難のための勧告及び指示

〔全般〕

ア 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の勧告をすることとする。また、危険の切迫度及び避難の状況等により急を要するときは避難の指示をすることとする。

イ 市長は、避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

ウ 警察官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知することとする。

エ 災害派遣を命じられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にはいないときは、その場に居合わせた者に警告を發し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

オ 災害時の通信手段の確保、避難勧告・指示の伝達方法等その他の情報の収集・伝達に関する事項については、柏原市地域防災計画第3編地震災害応急対策第1章第2節「情報の収集・伝達」及び第8節「応急避難」に定めるところによる。

2 施設等の緊急点検・巡視（各部局）

市は、必要に応じて、公共施設・土砂災害危険箇所等、特に防災活動の拠点となる公共

施設等及び避難所に指定されている施設並びに土砂災害危険箇所等の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設等の被災状況等の把握に努めるものとする。

3 二次災害の防止（各部局・関係機関）

市は、地震による危険物施設等における二次被害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、必要な措置をとるものとする。

4 消火活動、救助・救急活動、医療活動（消防団・総務部危機管理室・柏原警察署・関係機関）

消火活動、救助・救急活動、医療活動に関しては、柏原市地域防災計画第3編地震災害応急対策第1章第6節「消火・救助対策」及び第7節「応急医療対策」に定めるところによる。

5 物資調達（総務部危機管理室・総務部・市民生活部・上下水道部）

(1) 市その他の防災関係機関は、被害想定等を基に、自らが行う防災活動等のために必要な食料、飲料水、生活必需品等の物資の備蓄計画を作成することとする。

(2) 市は、被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する計画をあらかじめ作成しておくこととする。

(3) 市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を府に供給要請する。

6 輸送活動（各部局・関係機関）

柏原市地域防災計画第3編地震災害応急対策第1章第11節「緊急輸送活動」に定めるところによる

7 保健衛生・防疫活動（健康福祉部）

柏原市地域防災計画第3編地震災害応急対策第2章第4節「保健衛生活動」に定めるところによる。

8 帰宅困難者対策（総務部危機管理室）

市は、帰宅困難者の不安を取り除き社会的混乱を防止するため、徒歩帰宅者のための支援策等について、検討することとする。

第2 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配（各部署・総務部危機管理室・総務部・市民生活部・都市整備部）

(1) 市は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保を行う。

用途のめやす	品目のめやす
施設等における障害物の除去	重機類
情報収集・連絡手段	防災行政無線、携帯電話、電話、拡声器、ラジオ、テレビ
事務処理	机、椅子、紙、筆記具、パソコン、プリンター、コピー機
照明、電源	発電機、燃料、照明灯、ランプ、懐中電灯、電池
要員移動手段	トラック、車両、オートバイ、自転車

(2) 市は、管轄区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び旅行者やドライバー等（以下「旅行者等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等が不足する場合は、府に対して供給の要請をする。

2 人員の配置（総務部危機管理室）

市は、府に対し、人員の配備状況を報告する。また、必要に応じて、府職員等の派遣及び他自治体職員応援派遣あっせん等の措置をとるよう要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置（防災関係機関）

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

(2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第3 他機関に対する応援要請

1 応援協定の運用（総務部危機管理室）

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおりである。市は必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとする。

【消防相互応援協定】

協定名称	協定市町等
大阪府下広域消防相互応援協定	府下常備市町村
大阪市、柏原羽曳野藤井寺消防組合航空消防応援協定	大阪市、柏原羽曳野藤井寺消防組合
八尾市・柏原市及び柏原羽曳野藤井寺消防組合消防相互応援協定	八尾市、柏原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合
柏原羽曳野藤井寺消防組合・堺市高石市消防組合消防相互応援協定	柏原羽曳野藤井寺消防組合、堺市高石市消防組合
大阪府中ブロック消防相互応援協定	富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤坂村、柏原羽曳野藤井寺消防組合
大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定	大阪市、豊中市、東大阪市、池田市、吹田市、八尾市、松原市、堺市高石市消防組合、柏原羽曳野藤井寺消防組合
西名阪自動車道消防相互応援協定	松原市、柏原羽曳野藤井寺消防組合、山辺広域行政事務組合、西和消防組合、大和郡山市、香芝・広陵消防組合
阪奈（金剛・葛城・生駒山系）森林火災消防相互応援協定	八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤坂村、柏原羽曳野藤井寺消防組合、五條市、御所市、香芝市、平群町、三郷町、葛城市、王寺町、西和消防組合、中和広域消防組合、香芝・広陵消防組合
阪奈隣接市町林野火災消防相互応援協定	柏原市、羽曳野市、太子町、柏原羽曳野藤井寺消防組合、香芝市、葛城市、香芝・広陵消防組合
南阪奈道路消防相互応援協定	柏原羽曳野藤井寺消防組合、太子町、堺市高石市消防組合、葛城市

【災害応援協定】

協定名称	協定市町等
災害相互応援協定	八尾市、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、東大阪市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤坂村

2 自衛隊の災害派遣要請の要求（総務部危機管理室・総務部・市長公室）

市は、必要があるときは、次の事項を明らかにして、陸上自衛隊第三師団長に対する災害派遣の要請を知事に要求する。

（1）災害の情報及び派遣を要請する事由

(2) 派遣を希望する期間

(3) 派遣を希望する区域

(4) その他参考となるべき事項

その他、自衛隊の災害派遣に関する事項については、柏原市地域防災計画第3編地震災害応急対策第1章第5節「自衛隊に対する災害派遣の要請・受入れ」の定めるところによる。

3 緊急消防援助隊の出動要請（総務部危機管理室）

市は、柏原羽曳野藤井寺消防組合の消防力及び府内の消防応援だけでは、十分な対応がとれないと判断したときは、緊急消防援助隊運営要綱に定める様式により速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

この場合において、知事と連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して、要請する。